

## 日露パートナーシップの発展に関する 日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明

安倍晋三日本国総理大臣は、V. V. プーチン・ロシア連邦大統領の招待により、2013年4月28日から30日までロシアを公式訪問した。

1 安倍晋三日本国総理大臣及びV. V. プーチン・ロシア連邦大統領（以下「両首脳」という。）は、相互信頼と互惠の原則に基づいてあらゆる分野で二国間関係を発展させる良き隣国としての日本とロシアの確固たる意思を確認した。

2 両首脳は、今日の世界はダイナミックな変革期にあり、21世紀の最初の10年におけるグローバルなプロセスの急激な加速化により、日本国及びロシア連邦は、国際的な議題の設定及び特にアジア太平洋地域の安定と繁栄に大きな責任を共有していることを指摘した。

3 両首脳は、近年強まった両国間の肯定的な雰囲気に基づく友好関係の強化は、日本国及びロシア連邦の国益にかなっており、双方が目指す戦略的パートナーシップ構築のための良い前提条件を作り出しているとの認識で一致した。

4 両首脳は、2003年の日露行動計画に記された多くの分野における協力の進展に満足の意を表するとともに、全ての分野における進展を達成するために、追加的な努力を行い、二国間協力を総合的かつ多面的性質を付与する必要性を確認した。

5 両首脳は、二国間の政治対話のダイナミズムを指摘し、両国首脳の定期的な相互訪問及び国際的フォーラムの際の会談を含む日露首脳レベルのコンタクトを今後強化する意向を表明した。また、両国外務大臣が少なくとも年1回の交互の訪問実施を目指すことで合意した。

6 両首脳は、両国の議会間交流が、二国間関係の着実な発展を促す政治対話の重要な要素であることを確認し、経験の交換、相互理解の改善、共同の経済及び文化・人文分野のプロジェクトに弾みを与えることを目的として、議会間の交流の活発化を支援する意向を表明した。

7 両首脳は、第二次世界大戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であることで一致した。両首脳は、両国間の関係の更なる発展及び21世紀における広範な日露パートナーシップの構築を目的として、交渉において存在する双方の立場の隔たりを克服して、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画においても解決すべき

ことが確認されたその問題を，双方に受入れ可能な形で，最終的に解決することにより，平和条約を締結するとの決意を表明した。

8 両首脳は，平和条約締結交渉を，2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画を含むこれまでに採択された全ての諸文書及び諸合意に基づいて進めることで合意した。

9 両首脳は，日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で，両首脳の議論に付すため，平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。

10 両首脳は，現代の世界においては多くの要素が日露両国を結びつけているとの確信を表明し，友好的で建設的な雰囲気の下，相互信頼の強化，全ての方向性における着実に互恵的な協力の拡大，互いの国民感情への配慮を背景として平和条約交渉を進めることが重要であるとの認識を共有した。

11 両首脳は，世界におけるアジア太平洋地域の役割の増大と，国際的安全保障分野における大きな変化の中で，両国間の安全保障・防衛分野における協力を拡大することの重要性を確認し，閣僚級の外務・防衛当局間協議（「2+2」）を立ち上げることで合意した。

12 両首脳は，2012年10月23日に日本国外務省とロシア連邦安全保障会議事務局との間で覚書が署名されたことを歓迎し，同覚書に基づく定期協議を行う意向で一致した。

13 両首脳は，2006年に署名された日本国防衛庁とロシア連邦国防省との間の対話及び交流の更なる発展に関する覚書に沿って，防衛当局の長を含む代表者間の定期交流，艦艇の相互訪問及び搜索救難訓練といった協力が進展していることを肯定的に評価し，両国間の相互信頼強化の重要な要素であるこのような防衛当局間・部隊間交流の拡大及びテロ・海賊との闘いを含む協力の新たな分野の模索の必要性につき一致した。

14 両首脳は，国際テロリズム，国際組織犯罪及び麻薬の違法取引に関する効果的な対策を目的とした刑事共助を含む関係当局間の協力を更に深化させることが重要であるとの一致した意見を表明した。この関連で，両首脳は，日本国国家公安委員会とロシア連邦金融監督庁との間のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る情報交換枠組み設定に関する文書の署名を歓迎した。

15 両首脳は、世界経済の成長センターがアジア太平洋地域に移行し、また、地域内の経済の相互依存が強化される中で、相互信頼に基づく対等なパートナーとしての両国間の互恵的な貿易経済協力の全面的な深化は、両国間の関係の強化の重要な要素であることを強調した。

16 両首脳は、日本国とロシア連邦との間の貿易高は2012年に記録的な指標を達成し、着実に増加しており、日本国の対ロシア連邦直接投資も活発となり、貿易経済分野における協力が新たなレベルに上がったことを指摘した。両首脳は、2012年11月に東京で開催された貿易経済に関する日露政府間委員会第10回会合の結果、日露貿易投資促進機構の重要な役割及びビジネス界代表者との定期的接触の効果的実施を肯定的に評価した。

17 両首脳は、日本国とロシア連邦の極東・東シベリア地域との間の貿易経済協力の活性化に向けた、エネルギー、農業、インフラ、運輸等の分野における互恵的なプロジェクトの推進の意義を特に指摘した。また、両首脳は、同地域における協力推進のための両国間の官民パートナーシップ協議を開催することに賛同した。

18 両首脳は、国際協力銀行（J B I C）、開発経済銀行（V E B）及びロシア直接投資基金（R D I F）の間で、「日露投資プラットフォーム」の設立に係る覚書が署名されたことを歓迎し、このメカニズムが、ロシア連邦において、日本企業が参画する互恵的案件の実施のために積極的に活用されることへの期待を表明した。

19 両首脳は、日本貿易保険（N E X I）及びロシア輸出信用・投資保険庁（E X I A R）との間で、貿易・投資促進に向けた協力関係構築に係る覚書が署名されたことを歓迎した。

20 両首脳は、ロシア連邦のW T O加盟を歓迎するとともに、ロシア連邦における貿易投資環境の改善が両国間の貿易経済協力の更なる発展を促進することで一致した。両首脳は、ロシア連邦における貿易投資環境改善の制度的問題に関する日露作業部会の第一回会合が成功裏に開催されたことを肯定的に評価し、この分野の取組の活発化に賛意を示した。

21 両首脳は、日本企業による対露進出拡大の機運を歓迎し、一時的労働行為の問題に関し、新たな国際約束による可能性も含め、必要な措置をとるための予備的な協議を実施することに賛同した。

22 両首脳は、ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議の果たしている重要な役割を指摘するとともに、近代化、イノベーション及び現代的テクノロジーを利用

した高付加価値製品の生産及び消費の分野で協力を発展させる必要性について一致した見解を表明した。

23 両首脳は、運輸インフラの近代化、都市環境問題の解決、食品産業の発展並びに先進的な医療技術及び医療機器並びに医薬品の普及及び実践的活用における互恵的協力の拡大の意義を強調し、これらの問題に関する二国間作業部会その他の協力のメカニズムを活発化するよう指示した。

24 両首脳は、エネルギーは日露経済協力の主要な分野の一つであることにつき見解を共有し、「東シベリアー太平洋」パイプラインシステムの完成を歓迎し、この分野における両国間のパートナーシップをアジア太平洋地域のエネルギー安全保障の強化の文脈において検討しつつ、かつ、2011年3月11日の東日本大震災後の日本国におけるエネルギー需要の増大及び価格の上昇に注意を払いつつ、市場の情勢を考慮した競争力ある価格でのエネルギー供給を含む互恵的な条件でのロシア連邦の極東・東シベリア地域等における石油・ガス分野の両国エネルギー協力の拡大の重要性を強調した。

25 両首脳は、2012年5月3日に原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定が発効したことを歓迎し、原子力安全を含む原子力分野での協力を進展させることを確認した。

26 両首脳は、福島第一原子力発電所における事故の後、原子力エネルギー施設の安全確保のための共同の努力が必要であるとの国際社会で形成された共通理解を確認し、増大する世界のエネルギー需要を満たすための重要なエネルギー源の一つである原子力エネルギーに対する信頼の回復のため、原子力安全に関する国際的な法的枠組みの強化及び核物質の防護に関する条約の改正の早期発効の重要性を指摘した。

27 両首脳は、密漁及び日本国へのロシアの海洋生物資源の密輸出を断固として非難し、2012年9月8日にウラジオストクで署名された北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定に関する両国間の緊密な連携を歓迎し、その早期の発効に向けた作業の活性化及び発効後の効果的な実施への期待を表明した。

28 両首脳は、日露両国が、1984年12月7日付けの日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定、1985年5月12日付けの漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定、及び1998年2月21日付けの日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野に

における協力の若干の事項に関する協定の枠組みにおける協力を互恵的な基礎の上に継続することを確認した。

29 両首脳は、外交当局間協議のメカニズムを活用し、北極海の問題に関する二国間協力を実施する意向を表明した。ロシア連邦大統領は、日本国による北極評議会オブザーバー資格申請に留意した。

30 両首脳は、二国間協力全体を効果的に進展させるため、人的交流及び伝統食文化の相互推進のための行事を含む文化交流の拡大により、両国の国民の間の相互理解及び信頼を更に深化させることが重要な意義を有していることにつき意見が一致し、その関連で、文化センターの設置及び活動に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結を歓迎した。

31 日本国総理大臣は、ビジネス・コンタクトの活発化、観光客の増加及び人的交流の拡大を目的として両国国民の短期渡航の査証相互撤廃の展望についての省庁間協議を始めるとのロシア連邦大統領の提案に留意した。

32 両首脳は、友好及び相互理解の観点から、文化及び人文交流の拡大の重要性を確認し、ロシア連邦における日本文化フェスティバル、日本国におけるロシア文化フェスティバルを始めとする日本国及びロシア連邦における各種文化紹介行事が毎年成功裏に実施されていることを歓迎した。

33 両首脳は、日露間の大学間交流の進展を歓迎し、教育・学術分野における交流が一層活発化することへの期待を表明した。

34 両首脳は、スポーツ分野における交流を発展させる重要性につき一致し、2014年を「日露武道交流年」とすることを決定した。

35 両首脳は、青年交流が日露関係の着実な発展のために特別な意味を持つことを確認し、青年交流計画の成功裏の実施により2008年に両国首脳間により課された年間500名規模への拡大という課題が2012年に達成されたことを指摘しつつ、両国間の青年交流を更に拡大することを支持した。

36 両首脳は、日本国とロシア連邦は国際問題に関する両国間のパートナーシップに対して重要な意義を与え、アジア太平洋地域及び世界の安定と繁栄のための協力及び連携を強化することを確認した。

37 両首脳は、国際社会の平和、安定及び繁栄に果たす国際連合の中心的及び調整

的役割を強調し、国連、G 8 及び G 2 0 の枠内において焦眉の国際問題の解決のため連携を継続することに賛意を示した。

3 8 両首脳は、N P T 体制の維持・強化及び、戦略的安定に影響を与えている全ての要素を考慮して軍縮の問題に関する多数国間対話の前進を推進する目的を含め、軍備管理、軍縮及び不拡散の分野における多数国間のフォーマットにおいて両国間の協力を拡大し、取組を調整する重要性を指摘した。

3 9 両首脳は、宇宙分野における取組を調整する意義を強調した上で、宇宙空間の平和目的での利用の重要性を指摘し、宇宙活動の透明性及び信頼性向上のための国際的な行動規範策定の必要性を強調しつつ、新しい協力の方向性の模索を含む、同分野における二国間対話を強化すべきことで一致した。

4 0 両首脳は、グローバルな問題におけるアジア太平洋地域の増大する役割を指摘し、持続的発展のためのこの地域における安全及び安定の条件を確保する目的で、東アジア首脳会議（E A S）、アジア欧州会合（A S E M）、A S E A N 地域フォーラム（A R F）、拡大 A S E A N 国防相会議（A D M M プラス）といったアジア太平洋地域の多数国間機構の枠組みにおける建設的な協力を継続することで一致した。

4 1 両首脳は、ロシア連邦が議長を務めた 2 0 1 2 年の A P E C における活動の重要な成果を歓迎し、ウラジオストク A P E C 首脳会合で達成された諸合意を実現するために、本フォーラムにおいて更に緊密に協力する用意があることを表明した。

4 2 両首脳は、国際社会の呼びかけにもかかわらず、核兵器・弾道ミサイルの製造を執拗に放棄しようとしなない北朝鮮の行為を非難し、2 0 1 3 年 2 月 1 2 日の核実験の実施は国連安全保障理事会決議第 1 7 1 8 号、第 1 8 7 4 号及び第 2 0 8 7 号の直接的な違反であることを強調し、国連安全保障理事会決議第 2 0 9 4 号の確実な履行を呼びかけ、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議及び 2 0 0 5 年 9 月 1 9 日付け六者会合第 4 ラウンドの共同声明を遵守するよう強く求めた。

4 3 ロシア連邦大統領は、日本人拉致問題の人道的側面への理解を表明し、日朝間の交渉によるこの問題の早期解決の重要性を強調した。

4 4 両首脳は、核問題を含む朝鮮半島の諸問題の政治・外交的解決へのコミットメントを強調し、この関連で、2 0 0 5 年 9 月 1 9 日付け六者会合第 4 ラウンドの共同声明の原則及び目的に基づいて、六者会合を再開するための環境を創設する努力を継続することに賛意を示した。

45 両首脳は、イランの核問題の解決は、相互主義及びステップ・バイ・ステップの原則に基づいた交渉を通じて、平和的・外交的手段によってのみ可能であるとの確信を表明し、イランに対し、国際社会の深刻な懸念を払拭し、イランの核計画が専ら平和的な性格であることを示すことを目的として、イランの核計画に対する国際的な信頼を回復するよう、真剣な取組を行い、また、関連の国連安全保障理事会決議から生じる自らの義務を完全に遵守し、IAEAとの協力を含め、IAEA理事会の要求を履行するよう呼びかけた。

46 両首脳は、アフガニスタンにおける、カブールの主導的役割の下での国民的和解プロセスへの支持を表明し、アフガニスタンが、テロ及び麻薬のない、平和的、安定的、かつ経済的に繁栄する国家に速やかになることに賛意を示し、アフガニスタンの持続可能な経済成長と発展のため、国際社会からの支援の継続と共に、アフガニスタン側のガバナンス向上に向けた更なる取組が必要であることを確認した。この関連で、ロシア連邦大統領は、2012年7月のアフガニスタンに関する東京会合の組織及び実施のための日本国の努力を高く評価した。両首脳は、東京会合で構築した相互責任に関する東京フレームワークのフォローアップを含め、これに係る国際的なコミットメントの着実な実施の重要性を強調した。

47 両首脳は、アフガニスタンの麻薬の脅威に対して積極的に取り組み、それにより麻薬取引から多大な資金を得ている国際テロリズムとの闘いに重要な貢献を行う決意を表明した。この関連で、ドモジエドヴォにおけるロシア内務省職員技能向上施設におけるアフガニスタン麻薬警察研修に関する日露共同プロジェクトの成功が指摘され、同プロジェクトの実施を継続する意向が表明された。

48 両首脳は、アラブ・イスラエル紛争の包括的、公平かつ長期的な解決は、関連の国連安全保障理事会決議、マドリード原則、ロードマップの関連規定、アラブ和平イニシアティブ、両者の過去の諸合意に基づくべきことを確認し、イスラエルとパレスチナとの間の直接交渉の停滞に深刻な懸念を表明し、イスラエル人及びパレスチナ人に対して一方的な行為を避け、互いに歩み寄る措置をとり、交渉プロセスを再開するよう呼びかけた。両首脳は、国際的仲介人による中東「カルテット」を含む全ての関係者に対して、パレスチナ・イスラエル紛争の平和的解決のために、平和構築の取組を活発に支援するよう呼びかけ、また、和平プロセスのメカニズム活性化につき日露間の連携継続の意思を確認した。

49 両首脳は、パレスチナ人の生活レベルの本質的向上に基づく将来性あるパレスチナ経済の創設は、パレスチナ国家の建設の不可欠の条件であることを確認し、これらの努力を支持するよう国際社会に対して呼びかけた。ロシア連邦大統領は、日本国が2013年2月に「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」

を開催したことを歓迎した。両首脳は、今後とも国際社会と連携しながら、パレスチナの脆弱な経済社会状況の改善に向けて、両国を含む関係国がパレスチナ支援を進めていく必要性を確認した。

50 両首脳は、シリアにおける激しい人道危機に関する深刻な懸念を表明し、シリア人自身の主導による政治的移行プロセスに対する支持を堅持することを確認しつつ、シリアの独立、主権、統一及び領土保全に対する原則的な支持を表明した。

51 両首脳は、全ての関係者に対し、2012年6月30日付けのジュネーブ・コミュニケの規定に従って、シリアにおける暴力及び人権侵害の停止並びにB. アサド政権と様々な反対グループとの間の対話を通じた政治解決の道筋の模索を促すよう呼びかけるとともに、L. ブラヒミ国連・アラブ連盟特別代表の活動への支援を表明した。また、両首脳は、シリア国外にいる難民を含むシリア国民への国際人道支援の拡大及び被害にあった人々がその支援に差し障りなくアクセスできることの重要性を強調した。

52 両首脳は、地域を越えた規模で安全に対する深刻な挑戦となっている、サハラ・サヘル地域で起こっている政治不安定プロセス並びに過激的及び分離主義的な傾向の増加についての憂慮の念を表明し、国際社会側からの義務の実現及び地域諸国に対する支援の必要性を確認した。

53 日本国総理大臣はロシア連邦大統領に対し、都合が良い時期に日本国を公式訪問するよう招待した。招待は感謝をもって受け入れられた。具体的な時期は外交経路を通じて調整される。

2013年4月29日  
モスクワにて